

- ・淀川水系流域委員会提言（素案 021028 版）について意見を申し上げます。
 - ・枚方市で設置したグラウンドについては、治水事業で整備された高水敷きを有効利用させていただく観点から、スポーツの普及・振興、青少年の健全育成などを目的にまた地元住民の要望も踏まえ、河川管理者との調整を経た上で、関係団体等の理解もいただきながら整備したものです。
- 利用者の方々には、河川の清掃活動等に協力していただいているところではありますが、素案による提言がなされるとこういった方々の不安と反発を招く恐れがあり、大変憂慮しております。
- ・現在、枚方市の財政は、40 億円を超える累積赤字をかかえ、第 2 次行政改革実施計画の実施のなか、市民サービスの一部見直しを行うなど大変厳しい状況にあります。
 - ・将来とも税収等が増加する見込みは低く、提内地に代替となるグラウンド等を確保する余裕は残念ながらありません。
 - ・こういった中で、このような提言が示された場合、住民の方々の不安や反発が増すことはあっても、提内地にグラウンドを確保する予算が生まれてくるということはありません。
 - ・土地利用計画は住民や利害関係者の調整と歩み寄りによって決められるべきであり、国の強い権限を背景に「河川の本来あるべき姿」といった表現で価値観やニーズを排除しようとする素案の考え方には納得いきません。
 - ・また、どのような利用形態であれ、トイレ、日陰、駐車スペース、園路、ベンチなどの施設はユニバーサルデザインの観点からも堤外地にも必要であり、「3-4」の「高水敷に設けられた施設は、本来提内地に設置されるべき物であり、」との表現は不適切であると思います。
 - ・以上、提言が地域や住民の声を反映したものとなるように素案の訂正をご要望申し上げます。